

## 賃貸借契約条項（単価契約）

（目的）

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書に定められた物品（以下「契約物品」という。）を仕様書に示す期間において甲に貸付け、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

（代金）

第2条 発注・要求書に基づく納入数量に契約単価を乗じた金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該条項の定めるところに従い確定するものとする。

（引渡日）

第3条 乙は、仕様書で別に指定する場合を除き、賃貸借の期間開始日の前日までに、仕様書に示す設置場所（以下「設置場所」という。）において甲が契約物品を使用し得る状態にするための現地調整を終了し、甲に引き渡すものとする。

（債務の引受け等の承認）

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 賃貸借中の契約物品を担保に供する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

（代理人の届出）

第5条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため代理人を選定する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

（持込みの予定期日の通知）

第6条 乙は、契約物品を設置場所に持ち込もうとする場合は、持ち込みの予定期日その他必要事項を設置場所の使用責任者に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた場合は、予定期日までに、設置場所における契約物品の受入準備を完了するものとする。

（引渡し届出）

第7条 乙は、契約物品を設置場所に持ち込み、その据付け、組立及び調整が終了した場合は、直ちに書面により、その旨を設置場所の使用責任者に届け出なければならない。

（確認）

第8条 甲は、前条の届出があった場合は、使用責任者により当該届出に係る契約物品について、契約書の仕様書と照合の上、異状の有無につき確認を行わせるものとする。

（受取り）

第9条 甲は、届出があった契約物品に異状がないことを確認した場合は、乙から当該契約物品の引渡しを受けるものとする。

（設置費用）

第10条 契約物品の持込み、据付け、組立て及び調整のための費用は乙の負担とする。

（甲の使用上の義務）

第11条 甲は、賃貸借の期間中、契約物品を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(撤去)

第 12 条 乙は、賃貸借の期間が満了した場合又は第 20 条及び第 21 条の規定に基づき契約が解除された場合は、速やかに契約物品を撤去しなければならない。

2 甲は、乙が契約物品を撤去した場合は、必要事項を記載した撤去確認書を遅滞なく乙に交付するものとする。

3 甲は、乙が契約物品を撤去するのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

4 撤去のための費用は、乙がその責に帰すべき理由による場合を除き甲の負担とし、その金額は、甲乙協議して定める。

(給付の完了及び検査)

第13条 乙は、給付が完了した場合は、直ちに「役務完了届・検査調書」を甲に届け出なければならない。

2 甲は、乙から給付の完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

3 甲の指定する検査官は、乙又はその代理人の立会いの上検査を行い検査の合格をもって給付完了とする。ただし、これらが立会わないときは、欠席のまま検査を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議の申し立てはできない。

(発注、代金の請求及び支払)

第 14 条 甲又は甲の指定する者は、原則として「発注・要求書」等により発注する。乙は、やむを得ない理由により指示された日までに契約を履行できないときは、甲と協議しなければならない。

2 乙は、代金を請求する場合は、確認書又は受取書若しくは撤去確認書及びその他の甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書によるものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から 30 日以内に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第 15 条 甲は、約定期間（前条第 3 項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、翌日時点における財務省告示による政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合には、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第 13 条第 2 項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前 2 項の計算の例に準じ、第 1 項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約物品の引渡し不能等の通知)

第 16 条 乙は、理由のいかんを問わず引渡し日までに契約物品を引き渡す見込みがなくなった場合又は契約物品を引き渡すことができなくなった場合は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(契約物品の滅失又は損傷)

第 17 条 甲は、賃貸借の期間中に契約物品が滅失し又は損傷した場合は、速やかに乙にその旨を通

知するものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲は、乙の指示するところに従い、甲の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲はその価格の限度でその負担を免れる。

3 前項に規定する場合を除き、契約物品の滅失又は損傷によって生じた損害は、乙の負担に帰する。

(契約の変更)

第 18 条 甲は、賃貸借の期間中において必要がある場合は、賃貸借期間、設置場所、仕様書の内容その他この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(事情の変更)

第 19 条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更によりこの契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

第 20 条 甲は、次に掲げる各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなったとき。

(2) 甲乙双方の責めに帰することができない理由によりこの契約の目的を達することができなくなったとき。

(3) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確にしたとき。

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部につき解除の申入れをすることができる。この場合においては、この契約による賃貸借は、解除の申入れの後 30 日を経過した日をもって終了するものとする。

3 解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(乙の解除権)

第 21 条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前条第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(違約金)

第 22 条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金(一部解除の場合は、解除部分に相当する代金)の 10 パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに第 1 項の違約金を支払わない場合は、その期間の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項本文の規定に基づき

財務大臣の定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 23 条 甲は、第 20 条第 2 項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が引渡し完了日までに契約物品を引渡さなかったことによりこの契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第 21 条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前 2 項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に文書により行わなければならない。

(秘密の保全)

第 24 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

(調査)

第 25 条 甲は、この契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係所に立入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(個人情報の遵守)

第 26 条 甲及び乙は、個人情報の取扱いに際して、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、乙は次の各号について善良なる管理者の注意を持って、契約を履行するものとする。

(1) 個人情報の漏えい等の防止策の構築

(2) 再委託の場合、事前に書面による甲の承認

(3) 個人情報の利用及び第三者への提供・漏えいの禁止

(4) 個人情報を複製する場合、事前に書面による甲の承認

(5) 個人情報の管理に関する定期的検査の実施とともに、甲が必要と認めた場合、乙は甲の求める個人情報の管理に関する質問、資料の提出及び関係場所への立入調査への許可

(6) 事故が発生した場合、速やかに甲への報告

(7) 違反した場合、甲による契約の解除

(その他)

第 27 条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特殊条項にこの契約条項と異なる定めがある場合は、特殊条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第 28 条 この契約に関する訴えは、さいたま地方裁判所川越支部の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。